

総務委員会会議録

平成22年11月2日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:02

委員長

ただ今から総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。執行部から資料が提出されていますので、補足説明を求めます。

契約課長

それでは、入札の執行状況について、配付しております資料によりご説明いたします。

資料の1ページをお願いします。「平成22年度工事契約落札率別内訳表」でございますが、平成22年10月19日現在、設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものであります。左から落札率、市長部局における件数とその契約金額総額、一番右に上下水道局における件数とその契約金額総額を記載しております。落札率を70%未満から99.6%以上までの10区分に分類しております。

10月19日現在の市長部局の入札件数といたしましては76件、契約金額の総額は16億8292万2150円で、その平均落札率は91.83%となっております。

次に、上下水道局の10月19日現在までの入札件数といたしましては47件、契約金額の総額は13億8907万8600円で、その平均落札率は89.55%となっております。

次に、資料2の「平成22年度条件付き一般競争入札実施状況」につきましてご説明いたします。資料の2ページから3ページをお願いします。市長部局における平成22年10月19日現在の条件付き一般競争入札の実施状況でございますが、左から工事名、工種等級等、予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。

市長部局におきましては、16件の一般競争入札を執行いたしましたが、その内訳といたしましては、土木一式工事が6件、管更生工事が1件、建築一式工事が9件となっております。16件すべてにおいて、最低制限価格に応札がなされ、くじ引きにより落札者を決定いたしております。平均落札率につきましては3ページの一番下の欄に記載しておりますが、84.49%となっております。

次に、4ページから5ページをお願いします。上下水道局の10月19日現在の実施状況につきましては、15件の一般競争入札を執行いたしておりますが、土木一式工事が14件、機械器具設置工事が1件でございます。いずれも最低制限価格に応札がなされ、くじ引きにより落札者を決定いたしております。平均落札率につきましては、5ページの一番下の欄に記載しておりますが、83.27%となっております。

次に、資料の6ページをお願いいたします。小規模業務等契約希望者登録制度の導入について、ご説明いたします。この制度につきましては、市が発注する小規模な業務のうち修繕業務、物品の購入について物品・役務の指名業者以外に新たに登録制度を設けまして、小規模な市内業者の受注機会の拡大を図るものでございます。対象業務といたしましては、30万円未満の修繕の請負、10万円未満の物品の購入といたしております。申請の資格といたしましては、物品・役務の場合と概ね同じでございますが、提出書類はできるかぎり少なくしたいと考えております。申請の受付予定は2月7日から2月18日まで、有効期間は平成23年4月から1年間を予定しております。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの資料及び補足説明を含め、全般についての質疑を許し

ます。質疑はありませんか。

川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。

資料1ページにあります「工事契約落札率別内訳表」です。市長部局の中で、落札率が99.3%以上99.6%未満というのが1件あります。この工事名、予定価格等についてお尋ねをいたします。

契約課長

すみません、いま手元に資料がございません。すぐ調べてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

川上委員

それでは、資料の6ページにあります小規模業務等契約希望者登録制度の導入について、概要が出されて報告もありました。日本共産党はこの制度の導入に賛成し、歓迎もします。この制度と、当面ですね、本市の関係で言えば、導入に向けて検討すると言われた住宅リフォーム助成制度、さらに研究すると言われた公契約制度、この3つが実施に向け進み、実際に実施されるなら、地元の土木建築の関係、物品もですが、零細業者は大変助かるというふうに思うわけですね。それで、今度のこの小規模業務等契約希望者登録制度については、受注機会の拡大というふうに言われました。それで歓迎はするんですが、一にですね、少し検討してはどうかと思うところがありますので、お尋ねしたいと思います。それは申請者の資格要件にかかわる問題です。(5)に「市税を滞納していないこと」という項目があります。この市税の中にはどういったものを含めておるのか、お尋ねします。

契約課長

市税につきましては法人、業者の方につきましては当然、法人市民税関係、それから個人事業者の方につきましては個人の税にかかるものですから、市民税から国民健康保険税、その他固定資産税、そういったものが含まれるものでございます。

川上委員

この市税を滞納していないことを資格要件にするのはどういう理由ですか。

契約課長

本市におけます物品調達のおおむねの予算の大部分につきましては、税を財源といたしておりますことから、未納がある事業者の方につきましてはですね、未納のある事業者の方は受付しまして発注するということにつきましては、大変難しいものがあるというふうに考えております。

川上委員

国民健康保険税を財源とする公共工事がありますか。

契約課長

国民健康保険税を財源した形での補強工事は多分ないというふうに考えております。

川上委員

それでは、国民健康保険税を財源とする物品購入がどのくらいありますか。

契約課長

詳細な手持ちの資料はございませんが、国民健康保険特別会計におきまして物品の調達、消耗品等が当然計上されておりますので、その部分については対象があるかと思いますが、詳細の数字はいま持ち合わせておりませんのでよろしくお願ひいたします。

川上委員

そうしますと、公共工事、国民健康保険税を財源とする公共工事の発注はないと。それから10万円未満の物品の購入についてはここに書いてあるように事務用品、それから日用雑貨、食料品、備品等と書いてありますけれども、特別会計の関係からいうとですね、かなり限定さ

れると思われますけど、そういう理解でいいですか。

契約課長

物品の購入につきましてはおおむね事務用品、日用雑貨、それから需用費について、食糧費等がございますが、そういった中で国民健康保険特別会計上で調達しようとする物品が含まれているというふうに考えております。

川上委員

まあ全体とすれば、非常に限られた状況だろうと思うんですね。それで、先に税を原資として行う公共工事、あるいは物品の購入というふうに、だから資格要件に入れてるんだと。市税全体についてどうということではないんですが、今はですね、この国民健康保険税についてはもう少し厳密に検討するべきではないかと。つまり資格要件から国民健康保険税の完納というのは外してもいいんじゃないのかというふうに思うんですけども、この辺については検討されましたか。

契約課長

参加資格要件のうち税の未納がないことにつきましては、今回の小規模事業者登録制度につきましては市税のみの未納がない旨の要件を考えております。これにつきましては他市の先進地の状況等も踏まえまして検討した結果、別段、特に考慮して未納がない部分について検討したわけでございますが、未納がないことを前提に全体的な状況を見てですね、この資格要件を考えたとところでございます。

川上委員

零細な業者の受注機会の拡大というのがこの制度の目的なんですよ。その制度を実効あるものにしようとするなら、この零細な業者が実際に受注機会を得られるような制度設計をする必要があると思うんですよ。その関係からいうと、今のお話だとね、国民健康保険税を入れるべきなのかどうかについては深く検討されてないですね。確かに私もこの制度を導入している自治体の資格要件を見てみたんですけども、確かに市税を滞納していないことということになってます。この中には国民健康保険税、私が見た範囲ではほとんどほとんどというか、すべて国民健康保険税入っているんですね。しかし本市がこの制度を導入するにあたってね、横並びにする必要はないんじゃないかとも思ったんです。本市の零細業者の受注機会の拡大という制度の目的から考えていったときにどうなのかということを考えてらどうかと思うんですね。今お話を聞くとね、検討していないと、なぜ国民健康保険税を入れないといけないのか検討していないということでしょう。ですから検討してもらいたいと思うんですけども、どうですか。外すという方向で検討してもらえませんか。

総務部長

先ほどから契約課長も申しておりますが、調達の原資が税であるというところで、当然国保の分についても国保関係については税で調達をやるわけでございます。そういった関連で税について除外、国保だけ外すということではなくて、担税ということ自体の重要性、こうしたことを鑑みるに、やはり除外していくという形が適当であろうと判断したものでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

川上委員

例えば対象業務の1番、30万円未満の小規模な修繕の請負には国民健康保険税は充当されないわけでしょう。することがありますか。答弁を求めます。

契約課長

国民健康保険特別会計での予算編成の絡みになろうかと思いますが、大規模な備品等が存在しているというふうに考えておりますので、そういった面では修繕等は発生するんじゃないかというふうには考えております。

川上委員

実績とか調べてないでしょ。ですから、もう少し考えてもらいたいですよ。だから百歩譲ってね、国民健康保険税特別会計にかかわる小規模工事、小規模な修繕あるいは物品の購入については国民健康保険税を滞納されている方はだめですよとかね。しかし滞納があっても国民健康保険税の滞納があっても、国民健康保険税を財源にしない修繕だとか物品についてはね、OKですよというような検討ができないかと思うんですね。それで、私がなぜそんなことを言うかということですね、この制度の目的との関係は先ほど言いましたけども、先ほどは言われませんでしたけれども、担当課にお聞きしますと、国民健康保険の世帯が19,952世帯あるそうです、平成21年度末で。これに対して、完納していない世帯は4,304世帯と。率にして21.57%というんですね。実に5分の1が完納できていない。これは私の評価ですけども、国民健康保険税がまず高過ぎる。そして今の家計収入が厳しい状況があるわけですから、こういうことにもなっておると思うんですが。内訳をちょっと聞いていますと、税額が5万円から10万円というところが一番納入が低いそうです。79%ぐらい。この額というのはですね、この税額というのはどういう収入の方たちが該当するかというと、ほぼ200万円以下の年収の方たちのようなんですね。つまり非課税すれすれと、最も厳しい状況の方たちの部類にも入るわけですね。この方たちがなかなか税金を納められないというのは、担当課ばかりでなくて、皆さんもご存じのとおりと思うんですね。ですから、この層の人たちが仕事ができる、そして暮らしも立つし税金も納められるというふうになる可能性があるわけですよ。ですから、もう少しこの制度の目的から考えてですね、研究してみてもどうかと思うんですけども。初めてのことだということもありましょけども、実施まではまだあるんでしょから、もう少し検討してみるわけにはいきませんか。見解を伺います。

契約課長

先ほどからご意見をいただいておりますが、繰り返しになりますが、予算の大部分が税を財源としているということから、未納がある事業者に発注することは大変難しいのではないかとこのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

川上委員

そういうふうだね、紋切り型、杓子定規にならないで、制度の目的から考えてもらいたい。特に、例えば分納誓約をしてきちんきちんと払っておられる方もあるわけでしょう。こういう方々もだめなのかね。まず言葉の意味が問い合わせしていないから分からないんだけど、先ほど紹介した自治体のいくつか調べてみたと言いましたけども、その中には市長が特に認めるものというのがあるものもあるんですよ。ある自治体もあるんですよ。聞いてみようと思いつつ、きょうは時間がなくてね、間に合わなかったんだけど、もしかしたらそういう誓約をしてきちんと払えているとかいうのも含むんじゃないかなと思うんですね。それはこの制度が本当に中小零細の方たちを助けるというための制度であって、特別な制度でしょう。だからその制度設計というか、制度目的に沿った資格要件にする必要があるし、私は今の段階では本市の状況からいえばもう少し緩和するように研究してしかるべきだというふうに思います。これについて終わります。

委員長

それでは先ほど答弁保留の分を。

契約課長

先ほど答弁を保留させていただいておりました、99%を超える案件でございますが、工事名は特別養護老人ホーム筑穂桜の園消防設備設置工事でございます、予定価格が27,646,500円。最低制限価格は一応設定しております、23,499,000円、落札額が記載しておりますが27,510,000円、これは税抜きの金額でございます。落札率が99.5%、3者で入札を行っております。

川上委員

3 者の名前と応札額を伺います。

契約課長

入札に参加した3者につきましては落札業者がアイエス工業、参加した業者が福栄産業、ヤマト消防設備の3者でございます。あと2社の応札額はいま持ち合わせておりませんので、よろしく願いいたします。

川上委員

時間かかりますか、残る2社の応札額は。かからないのなら、委員長お取り計らいをお願いします。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:26

再 開 10:26

委員会を再開いたします。

濱本委員

先ほどの対象業務の中で30万円未満の小規模の修繕の請負の中で、給排水設備修繕工事も対象にされておりますが、これは上下水道局と打合わせは済んでおりますか。というのが、これは給水装置を扱うためには国家試験の資格を持ってこないといけないんですよね。そこらあたりのことはどうなんですか。これ上下水道とも、下水も含めて。

契約課長

全体的な小規模事業者登録の導入につきましてはあらましの形では協議いたしておりますが、詳細な部分はまだ打ち合わせが終わっておりません。つきまして、いま委員ご指摘の給排水関係の30万円未満の小規模な対応できるような事業者がもうないということであれば、この項目は削除したいというふうに思っております。

濱本委員

私は外せとかいうことは言ってません。ただ十分に協議をしてもらわないとですね、そういう資格の問題でございますし、またインフラ整備の問題であるし、そこらあたりは十分協議をした中で取り扱いをお願いしたいと思っておりますので、ご意見だけ申し上げておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

八児委員

今の件で30万円未満の小規模な修繕工事は大体どれくらいあるのか。大体本年度でも前年度でもいいですけども、どれくらいあるのかわかりますか。

契約課長

実は30万円未満の修繕業務につきましては予算担当課長の先決事項でございまして、それぞれの課で発注いたしておりますことから、契約課のほうでどのくらい出てるかというのは今のところつかんでおりません。申し訳ありません。数字的なものがちょっとございませんので、よろしく願いいたします。

八児委員

私はこういう契約というか、仕事の発注の事業者が増えるというのはいいことだと思いますけども、既設の業者の方が今まで発注というか契約されて請け負っておられるわけですよね。こういう方たちに影響が出るのか出ないのか、そこら辺はどのように考えておられますか。

契約課長

導入につきましては障害といたしますが、現在指名業者、こういった修繕、物品の納入につきましては現在物品、役務の指名業者の中から基本的には調達するということでございますので、これにあわせて今回小規模の業務等の登録された事業者の方は、来年4月以降30万円未

満の修繕10万円未満の物品の購入については入ってこれるということになりますので、この部分については競合するということになるかと思っております。

八児委員

ぜひ検討していただきたい。もう1つ、実はですね、30万円未満は各課長が発注されておるみたいですので、要は担当部局でしっかりされておるんですけども、これでですね、実は極端な話30万円ぐらいならいいといったらおかしいんですけども、1万円とか2万円とかそういう件でもですね、業者も何社も発注をかけてしまうとかいう形で見積を取るとか、そういう形であるのではないかと思うんですよ。実際10社も20社も見積を取ってしまうとか。そうした場合それをするのに時間がかかって、これ修繕行為ですからなるべく早く手当てしていただいて、いろんなそういう困ったことに対しての手当てを早くやっていただくということが大事じゃないかと思うんですけども、なかなかですね、発注が結構遅れておるといふか、そこら辺が多少私は少し聞いておるところがあるんですけども、その点についてはどうでしょうか。

契約課長

いま八児委員のほうからご指摘がありました件につきましては、詳細の部分は私どもではちょっと把握いたしておりませんが、原則といたしまして随意契約があるわけなんですけども、参考見積もりは3社程度見積もりを取ってくださいということでマニュアルに記載いたしております、そのような運用がなされているものと考えておりますが、過度に見積もりをとっているような状況がございましたら、状況を聞きまして指導すべき点がございましたら指導したいと考えております。

八児委員

小規模の方は、なかなか役所の書類関係に慣れていない方がたくさんおられると思います。そういうことで、やはり丁寧にあたっていただく分もあると思いますし、きちっと早くやっていただくということも大事なことです。やっぱり3者とか5者とか、金額や物に応じてかもしれませんけど、しっかりとそこらへんは早く対応できるようなそういうシステムといふか、見積の応札の仕方をしていただいてですね、発注をかけていただくと、そのようにぜひご指導をやっていただきたいと思います。これは要望させていただきます。

委員長

続いて、答弁保留の分をお願いいたします。

契約課長

先ほどの答弁保留させていただきました、残り2社の応札状況でございますが、まず税抜でございますが、落札いたしましたアイエス工業につきましては2620万円ちょうど、それから福栄産業につきましては2628万円、それからヤマト消防設備につきましては2630万円でございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から6件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「(株)マルテックの指名停止について」、報告を求めます。

契約課長

(株)マルテックの指名停止について、ご報告いたします。

さる10月18日に(株)マルテックの代表者であるリム・ウィイ氏が、出入国管理及び難民認定法違反で逮捕されました。

(株)マルテックは、市の物品役務の指名登録業者でありますことから、飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱別表第2、第10号の「不正又は不誠実な行為」に該当するため、平成22年10月18日から平成23年7月17日までの9ヵ月間の指名停止処分を行いましたので、報告いたします。

委員長

委員長からひとつお尋ねしますが、指名停止については今まで報告があったようなことはありません。今回は指名停止の報告があるわけですけど、今後、指名停止については全部報告するというふうなかたちで報告したのか、特別に事件があって報告したのか、その点はどのようなことですか。

契約課長

委員長ご指摘のとおり、指名停止処分につきましてはあくまでも指名を差し控えるといった処分でございますので、報告はいたしてきておりません。今回につきましては、新聞紙上等で、特にIT特区を取り組んだ飯塚市を母体とした重要な位置を占める(株)マルテックの代表者が逮捕されたということで、特に報告させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

委員長

ということは今回が特別であって、指名停止については、今後は報告事項ではないということですね。わかりました。

産学連携室長

ただいまのマルテックの逮捕の事件について、補足説明させていただきます。

現在の事件につきましては捜査中でございますけれども、報道関係の情報等に基づきまして、簡単にご説明いたします。

本件は、平成22年10月18日にIT技術者名目でカンボジア人3名を来日させ、久留米市内のスーパーの倉庫で働かせたとしまして、「マルテック」社長リム・ウィイ及び「くるめチマキヤ」社長宮崎貴史、同社員宮崎陽史、それと飯塚市のスーパー経営酒井優の4名の容疑者を出入国管理法違反、不法就労助長の容疑で、福岡県警が逮捕しております。同日、福岡県警及び福岡入国管理局などが関係先20カ所の家宅捜査を行っております。

この事件の背景としましては、安価な労働力を求めました久留米のスーパー「くるめチマキヤ」の宮崎社長に飯塚市のスーパー経営酒井氏が仲介する形で、酒井氏の知人でございますマルテックのリム社長に、カンボジア人3名をIT技術者としてビザを取らせ、マルテックで雇用させ、くるめチマキヤへ就労させた疑いがございます。

なお、酒井氏とカンボジア人3名は、酒井氏が約10年前カンボジアで日本語学校の日本語教師をしているときに、教え子として会っているとのこと。

その後、3名のカンボジア人は平成21年、去年の12月に入国しまして、マルテックのIT技術者として特定情報処理活動の在留資格で入国しております。このとき飯塚市が認定を受けております地域再生計画に基づき、福岡入国管理局は優先処理を行っているものと想定されます。その後、入国しましたカンボジア人3名はマルテックより商品の在庫管理システムの勉強という名目で、久留米市のスーパーチェーン「くるめチマキヤ」で就労したわけでございます。しかしながら実態はスーパーの倉庫で野菜の袋詰め等の作業に従事しており、在留資格外の活動で許可を得ずに従事したという疑いがかけられている状況でございます。

委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

契約課長にお尋ねをします。物品、役務の関係で、不正不誠実の事実によって過去指名停止した例はどのくらいあるか、お尋ねします。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:40

再 開 11:00

委員会を再開いたします。

契約課長

不正、または不誠実な行為による指名停止の状況でございますが、平成19年度が2件、平成20年度が5件、平成21年度が2件、合併以降9件の指名停止を行っております。主な不正または不誠実な行為の、今回のこの9件の主なものにつきましては、落札結果によりまして契約を辞退したものが主なものでございます。

川上委員

特別に総務委員会で報告されるだけのことがあるということだと思います。それで、このマルテックはいつから指名業者になっていますか。

契約課長

平成17年度から指名業者でございます。

川上委員

会社の概要をお尋ねします。

契約課長

会社の所在地が飯塚市川津206番地の1、福岡ソフトウェアセンター内、資本金が300万円でございまして、役員が2名、従業員が7名となっております。

川上委員

資本金はいつから300万円ですか。

契約課長

いつからかは分かりませんが、現在、登記簿、指名願に添付されております平成21年12月3日の登録によりまして、資本金が300万円と記載がなされております。

川上委員

それではですね、本市はこの会社に法的、資金的にどういう支援をしていますか。

経済部長

会社の組織はちょっと違いますけども、平成13年度当時は有限会社マルテック代表取締役ミヤカラヤというミャンマー出身の方が代表者でございましたけども、当時私どもが制度として持っておりました研究テーマ探索事業補助金というものを申請されまして事業が採択され、平成13年度1件100万円上限額の100万円を補助金として交付をいたしております。

その他このマルテックに対して市が関与したものといたしましては、飯塚市の中小企業融資制度に基づきます起業支援資金の融資をいたしております。融資決定が平成13年12月でありまして、融資金額は600万円。この融資につきましては平成20年12月に既に完済をされております。以上2件が、市が関わったマルテックに対する融資、助成でございます。

川上委員

平成20年2月6日以降、資金的な支援はありませんか。

経済部長

飯塚市での市としての援助、支援はございません。

川上委員

今朝、飯塚市ホームページの市長の部屋を見ますと、平成20年2月6日に逮捕されたリム氏が取締役と一緒に市長訪問されてる、写真付きで記事が載っています。今後リムさんのような企業家があらわれることを期待していると。会社を興して経営していくことの大変さを私も経験上よくわかります。行政として協力することは難しいところもありますが、法的、資金的にできることは支援していきたいと思います。これが市長の言葉なんですね。たぶん今の瞬間も掲載してると思います。それで、市長がこういうふうにしたにもかかわらず、その後新たな支援はしていないということですか。

経済部長

委員ご指摘の、市長のホームページに掲載されております平成20年2月6日の掲載ですが、実はこのマルテックのリム氏が2007年文部科学省科学技術政策研究所からナイスステップな研究者2007という表彰を受賞されております。その折に市長を訪問されまして、その受賞のご報告をなされた記事がホームページに掲載されているものであります。そして市長の新聞報道等のコメントにございました逮捕後といいますか、その後のですね、支援というものは先ほどご答弁いたしましたように、具体的にはございません。

川上委員

まあ、この市長の部屋の記事はずっと掲載するということなんでしょうね。福岡県警と福岡入国管理局は、この指名業者にかかわる事件で関係先約20カ所を家宅搜索したということがあります。市が直接管理する施設及び市が出資する施設で、家宅搜索を受けたところはどこがありますか。

経済部長

先ほど契約課長のほうからご答弁がありましたように、現在福岡ソフトウェアセンターの302号室に、この株式会社マルテックが入居いたしております。そうした関係から、10月18日の早朝より入国管理局、福岡県警のほうの家宅搜索がこの302号室のほうであっております。それと並行いたしまして、午後から私も経済部の産学振興課のほうに、福岡県警飯塚署の職員の方がお見えになりまして、このマルテックにかかわる事案ということで、先ほど産学連携室長がご説明を申し上げました、地域再生計画にかかわる書類等、関係資料を押収されております。

川上委員

じゃあ、答弁としてはその2カ所ということですね。この会社との関係の契約実績は調べていますか。

契約課長

株式会社マルテックとの契約状況につきまして、平成21年度と22年度につきまして報告いたします。21年度につきましては、ごみ収集システム保守点検委託、これは環境施設課所管のシステムの保守点検業務でございますが、24万4500円で、4月1日から3月31日の1年間保守点検業務を請け負っております。それから平成22年度につきましては、同じくごみ収集システム保守点検委託につきまして、4月1日から3月31日まで、24万4500円で年間委託を請け負っております。もう1件、22年につきましては粗大ごみ収集システム更新委託業務、これにつきましては5月14日から6月4日で終了いたしておりますが、43万9950円、この2件、平成22年度は請け負っております。

川上委員

いずれも随契だと思いますが、随契理由はどうなってますか。

契約課長

50万円未満ということで担当課で事務処理を行っておりますが、ごみ収集システム保守点検につきましてはこのマルテックが導入したということで、このシステムを開発した業者でなければいけないということで、保守点検を行っているということでございます。

川上委員

これは市長がホームページに書いている、「資金的にできることは支援していきたいと思imas。」ということがベースにあるのではないんですか、この随契には。

契約課長

この案件につきましては、あくまでもシステム開発業者が保守点検を年間の維持管理の関係で行なっているものでございますので、そういった面はないというふうに考えております。

川上委員

そうですか。国内初のベンチャー企業ということで、事実上、本市が九工大とも連携をとりながら育成した企業でしょう。それで融資も繰り返してるじゃないですか。そういう企業に仕事を発注するのは、あなた方としては普通の感覚じゃないんですか。どうですか。

契約課長

本件に関しましては、特にそういった状況はないというふうに考えております。参考といたしますか、本年、ホームページ管理等委託という業務が1年間でございまして、入札で執行いたしております。こういった中にマルテックも指名業者として入札に参加しておりますので、特別に本来入札すべき案件を随契で発注したといったようなことは、現在のところございません。

川上委員

それではですね、この会社に資本提携をしているJMテクノロジー株式会社というのがあります。この会社は本市の指名業者か、また契約実績があるかないか、お尋ねします。

契約課長

JMテクノロジーという会社につきましては、本市の指名業者ではございません。したがいまして、契約、それから下請状況については把握いたしておりませんので、ご理解いただきたいと思imas。

川上委員

飯塚市本町13の1、株式会社アルベの代表取締役は、この事件で逮捕された方なんですね。それで、この会社は市とどういう関係にあるのか、納入実績などないか、発注実績はないか、お尋ねします。

契約課長

酒井氏の関係で、指名業者の関係でご答弁いたしますと、酒井容疑者名での登録業者等ではございません。申しわけありません。株式会社アルベにつきましてはもう一度調べまして、後ほど答弁させていただきます。

川上委員

それは答弁を聞いてまた質問したいと思imasが、先ほど答弁でもありました、国の地域再生計画に認定されておるといことなんですね。飯塚市としてはe-ZUKAトライバレー構想の指定企業ということになっています。このe-ZUKAトライバレー構想指定企業というのが、今回の事件で悪用されたわけですね。指定企業というのはどういう企業なのかですね、お尋ねをしたいと思imas。

経済部長

地域再生計画に定めております、いわゆる対象機関ということになっておりますが、2大学、九州工業大学、そして近畿大学がござimas。それ以外に法人が6社認定をされておまして、そのうちの1社がマルテックでござimas。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:17

再開 11:17

副委員長

委員会を再開いたします。

兼本委員

このマルテックの件につきまして、先ほど経済部から事件の概要については報告ございました。事件の概要については新聞報道でよく聞いております。一般市民からこういうふうな新聞報道、テレビ報道がある事業と飯塚市の関係はどうなってるのかということ聞かれるわけなんです。飯塚市は委員会中心主義を取っておりますので、この総務委員会に経済部の分を報告するという事は、委員会中心主義からいうと、いささかおかしなところもあるかも分かりませんが、このような新聞、それからテレビで大きく報道されたような不祥事につきましては、まずは議員に対してマルテックという会社が飯塚市と関係はどうなってるんだと。ついてはですね、例えばビザの期限が何年のびるかとか、いろんなものがありますけど、そういうものはどういうふうなものだというようなことは、私は当然経済部から議員皆さんに対して、本来なら一人ひとりお尋ねしてこういうことですよという報告があって、私は然るべきだと思うわけですけど、1歩引いても、紙面でもってレターボックスに入れるとか、そういうふうな周知をして私はしかるべきと思うわけですけど、今回指名停止という、今まで報告をしたようなことのないことに絡めて、経済部から補足説明ということですけど、経済部としてはなぜ自分のところから総務委員会に、あえてこういうふうな特例ですからですね、委員会中心主義であるけれども報告したいと、質問については常任委員会のほうで詳しい質問は受けるので軽い質問にさせていただけるかというようなことがあって、私はしかるべきと思うわけですけど、部長はその点はどのような見識で、この指名停止という報告のないようなことまでさせたのちに補足説明という形をとったのか、その点のご見解をお尋ねいたします。

経済部長

確かにいま質問委員ご指摘のとおり、今回のマルテックに伴います事件に関しましては、私も経済部といたしまして委員の皆様方に、ただいま兼本委員からご指摘いただきましたような会社の概要、それから本トライバレー構想にかかわるマルテックとのかかわり、それから法の制度に基づきます特例措置等の内容につきまして、十分ご説明をすべきところであったというふうに反省をいたしているところでございます。ご指摘のように会社の概要、それから制度の概要等の周知につきましては議会事務局のほうともご相談をしながら、早急に委員の皆様方に周知をするよう手はずを整えてまいりたいというふうに考えております。今回の事件につきましては、先ほど産学連携室長のから補足説明いたしましたように、現在まだ捜査中でありまして、拘留期間も最初の10日から再度10日延長されているというふうなように、事件の全様、詳細が判明いたしておりません。そうした中で、当該マルテックのリム社長がこの事件にどのように関与し、現在の法制度あたりがどのようにこの事件とかかわりを持っているのかというような詳細が明らかになり次第ですね、行政としても何らかの講じる措置があれば、そういったものについて早急に検討しながら対処していきたいというふうに考えている現状でございますので、そうした状況を見ながら所管の経済建設委員会のほうには中間報告という形で今後報告をさせていただきたいというふうに考えておいた次第であります。とにもかくにも、委員ご指摘のような処置につきましては不十分であったというふうに考えておりますので、早急に事務局と相談のうえ、手続を取らせていただきたいと思いますというふうに考えております。

兼本委員

飯塚市はですね、市民と情報を共有しながらまちづくりを行うというようなかたちの中で日頃常々言っているわけです。こういうふうな飯塚市にとって非常に不祥事、定住人口を増やそうというようなかたちの中で、こういう不祥事な事件が起こった。そういう中でですね、委員に対して何らその、我々は市民から聞かれるわけです、どういうふうになっているんですかと。これをする事によってどういうふうな恩典があるんですかと。いろんなところで聞かれるときに、もう市民は、議員というのは何でも知っていると思って聞かれますから、それが分から

ないわけですね。そういう点ではやっぱり丁寧に情報を提供していただいて、こういうことですよ。何も事件のことで逮捕内容がどうのこうのというようなことは新聞報道であって、あとは判決が出るまでは容疑は固まらんわけですから、そのことについてとやかく言っているわけではないんです。ただあなたたちは委員会中心主義やから所管の常任委員会にだけ報告すれば、他の委員会の委員さんたちは知らなくていいんだというような考え方が私はおかしいんじゃないかと思う。そういう意味から言うと、経済部長はやはり特別に自分から出向いてでもどういふことがあるんだと。例えば、自分が出向くのは難しかったら、議員さん達ちょっと集まっていただけでしょうかぐらいのこの要請をしながら説明をするぐらいの気配りがかなからなですね。それは知らないよ、そして総務委員会で報告せいといったらですね、マルテックの指名停止とか、今まで報告していないことにあわせて報告するとかいふような。あなた達は総務委員会を見下したようなかたちしたらだめですよ。

これはいろいろ深く質問すると、常任委員会のことになりますから聞きませんが。2つほど言っておきますけど、ソフトウェアセンターの入居資格、それから退去資格、そういうものについてもこういう事件があった業者をそのまま入れていいのかどうか、そういうようなものもよく常任委員会では検討していただいたほうがいいと思うんですよ。まだ判決は出ておりませんからどうなるかまだまだ分かりません。これはもしかしたら、自分はやりたくないけどアルベの社長さんからどうしても持ちかけられてやったんだということで、情状酌量もあるかもわかりませんが。いずれにしても、飯塚市との関連、そしてそうすることによって入国審査も簡易になるし、ビザの期間も長くなるとか、そういうふうなこともやっぱり概要ぐらいは紙に書いて説明するぐらいの懇切丁寧な情報の提供をやっていくというようなことは、今後はよく検討していただいて。議会事務局と打ち合わせするとかじゃなくて、あなたの仕事でしょう。議会事務局の仕事じゃないでしょう、これは。あなたの仕事でしょう。だからあなた方、そのぐらいのことはやらないと。部長ですよ、あなたは。一介の課長さんとか係長さんだったらそこまでないけど、部長になったら市長、副市長と相談しながら、この問題についてはどうしましょうかぐらいの気持ちを持ってもらわないといかんと、わたしはいかんとと思います。副市長も同じですよ。うんうんとうなずいていてもだめですよ、あなたも。ちゃんとこういうことは議員に対して懇切丁寧に説明してまわったらどうかぐらいの気持ちでやってもらわんと。議員を軽視するようなことをしたらだめですよ。ということ述べて、終わります。

副委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:26

再開 11:26

委員長

委員会を再開いたします。

契約課長

先ほどの株式会社アルベにつきましては、指名業者ではございません。したがって、取引等も私どものほうでは把握いたしておりませんので、よろしく願いいたします。

川上委員

先ほど市との関係について明らかにするべきだというふうにも言われてたんですが、委員長のほうから。先ほど私が、平成20年2月6日に齊藤市長がリム氏と会って、法的、資金的にできることは支援していきたいと思っておりますというふうに述べられていることにしては消化しましたし、あなた方はホームページ削除してないんだから、その立場をまだ貫いておるんだろうと心配するんですが、実はマルテックのホームページを見ますと、その翌々日に代表取締役、ですからリム氏でしょうけど、飯塚市トライバレー委員会委員に就任してるというふうにか

であるんですね。この法的、資金的にという意味合いで、この「法的に」の枠に入れているのかなと思うんだけど、指名業者がこの市のトライバレー委員会委員に就任、任命されるということなんですね。それで、どういう判断をしたのかですね、指名業者をここに入れるということについて、どういう判断をしたのかお尋ねをしたいと思います。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:29

再 開 11:31

委員会を再開いたします。

経済部長

ただいまご質問のトライバレー委員につきましては、平成14年にトライバレー構想を掲げ、その後、新産業創出ビジョンといった取り組みを進めてくる中で、トライバレー委員会委員の1委員として、いわゆるベンチャーを支援するというのがトライバレー構想の中にございます。そのベンチャー企業のいわゆる代表というかたちでマルテックともう1社の企業さんに、このトライバレー構想の委員会の委員として就任をしていただいていたというのが実情、現状でございます。でありますから、当時その指名業者であるということにつきまして、どのような判断をしたのかということにつきましては、申しわけございませんが詳細、現時点で把握いたしておりません。今後、所管の委員会の中でご答弁、明らかにしてまいりたいというふうに考えております。

川上委員

くどいんですが、平成20年2月6日にリム氏が市長応接室に取締役を連れて来たんですよ。いきなり来るわけないんですよ。誰かの紹介で来てるんですよ。当時の経済部長は梶原現上下水道事業管理者じゃないですか。翌々日にマルテックのホームページによれば、翌々日にトライバレー委員会の委員に就任したと誇らしげに書いてるわけですよ。だからね、ずーっとね、そうだったわけじゃないんですよ。市長が法的、資金的にできることは支援していきたいと思いと、リム氏に言った翌々日に就任してるわけですよ。ですから、市長、それから当時の経済部長、梶原上下水道事業管理者によく事情を聞いてね、このことが今回の犯罪容疑に足る事実があるわけだけども、これをやっていくうえで利用されておるといことはないかどうかもね、きちんと調べる必要があると思う。質問を終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「地上デジタル放送難視地区対策について」、報告を求めます。

情報化推進担当次長

地上デジタル放送難視地区対策について報告いたします。

地上デジタル地上テレビジョン放送につきましては、2011年7月24日までに地上アナログ放送を終了し、地上デジタル放送への完全移行が予定されていますが、飯塚市において電波の特性の違いなどにより、アナログ放送は受信できていたがデジタル放送は受信できない、いわゆる新たな難視が発生し、地上デジタル放送難視地区対策計画第3版平成22年8月10日総務省公表におきまして、新たな難視地区が特定されていますので報告いたします。

飯塚市における新たな難視地区は12地区441世帯が特定されております。このうち4地区366世帯につきましては対策が終了し、残りの8地区75世帯につきましては対策計画案により対策が進められる予定でした。しかし対策計画案ではアナログ放送終了までに対応することが困難な状況となったため、衛星セーフティネットによる暫定的な対策をとることによ

て、テレビの視聴ができないことを回避する予定となっております。なお、衛星による対策は暫定的ですので、国及び放送事業者は各地区の状況に応じた恒久的な対策の早期実現に向け、検討を行っているのが現状でございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

八児委員

8地区というのはどこですか。ちょっと教えていただけますか。

情報化推進担当次長

国が報告しております地区を申し上げます。九郎原、相田、内住、庄司、木浦岐、八木山、庄司の笠城、庄司の大山、以上8地区です。

八児委員

衛星放送でとりあえずは受信できるそうですけども、最終的にはどうかたちになりますか。

情報化推進担当次長

衛星放送による地上デジタル放送になりますので、これはローカルの番組が見られません。東京の地上デジタル放送を衛星放送を通じて見るということになりますので、ここにお住まいの方にとっては非常に不便になると。ですので、国としましてはアンテナの中継をどうするか、それから出力をどうするか、そういったことを検討しながら、今後全国的な展開をしていきたいというふうな報告をいま受けております。ただ、委員ご指摘のような、いつからどのような形でというのはその地区に応じた対策が国において講じられるものというふうに考えております。そういったものが講じられてきますと、私どもとしてはそれを公表することになりますので、その時期に応じましていろんな手段を通じまして、皆様方にお知らせをしていきたいというふうに考えております。

八児委員

大変なことではないかと思えます。地域の情報が入ってこない、そのようなことになってくるのではないかと思われま。そこで、市としてはこういう方々に対してどのような手を打たれるのか、あるのかないのか、その辺をお願いします。

情報化推進担当次長

これは国策で行われておりまして、市がどうできるというかたちでございませんで。ただ私どもとしましては国に対する会議が福岡県等でございますので、そういったときには、いま委員ご指摘のように、非常に地域の情報が見られないということが今後の災害、雨季のシーズンになったときのいろんな天気予報も地域の分が見られないわけですので、それは非常に困るので早くしてほしいということを各自治体からもいま伝えております。私どもも非常に心配しておりまして、何とか早めということですってきておるわけですけども、ただ、国も対策の方法をどういうふうにしたいということはまだ決めておりませんで、機会あるたびに県を通じて国に対して早急な対応を求めていきたいというのが、市としての現状でございます。

八児委員

いま言われましたように、私はやっぱり災害、奄美大島でも並外れた大雨で、本当にご苦労されておりますし、我々、こういう奥に入った地域、山あい谷合いの地域ではないかと思われま。そういう所がそういうふうな情報が早く届かなくちゃいけない所じゃないかと、そのように思われま。ここはしっかり市のほうで対応を考えるべきではないかと、そのように思われま。是非ともこういう災害、いろんな災害ございませんで、しっかり手を考えていただきたい。要望いたします。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成22年度事務事業の仕分け試行実施結果概要について」、報告を求めます。

行財政改革推進室主幹

事務事業の仕分け結果の概要につきましてご報告いたします。資料の「事務事業の仕分け結果の概要」をお願いいたします。

事務事業の仕分けにつきましては、10月8日、9日の2日間で実施いたしました。対象事業につきましては、前回の総務委員会において報告しておりましたが、本市の附属機関でございます行財政改革推進委員会の専門部会でございます「行政評価委員会」において選定されました18の事務事業を対象として、同評価委員6名、コーディネーター1名の7名により行いました。

事務事業の仕分けの結果につきましては次のとおりでございます。左から一連番号、事務事業名、事業担当課、結果、評価者区分、主な判定理由となっております。評価の区分につきましては、不要、見直し、現行どおり、拡充の4区分となっております。全事務事業18事業のうち、不要が3事業、見直しが15事業という結果となっております。なお、裏面のほうになりますが、16番の小中学校国際教育関連事業につきましては、中学校は「現行どおり」、小学校は「拡充」の判定をされた評価委員がおられたため、コーディネーターの判断によりまして、0.5という表記となったものでございます。また、17番の「中学生海外研修事業」につきましては、評価委員の評価が、不要と見直しが同数となりましたことから、コーディネーターの判定によりまして見直しという結果になったものでございます。

事務事業の仕分けの結果につきましては、現在所管課において検討を行っているところでございますが、評価結果はもちろんのこと、評価作業での議論の中で出されました意見等を踏まえまして、対象事業となっております事務事業の検討を今後行ってまいりたいと考えております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「総合窓口ワンストップサービス導入について」、報告を求めます。

行財政改革推進室主幹

総合窓口ワンストップサービス導入につきまして、ご報告いたします。

本市では、電算のシステムリプレースにあわせまして、平成23年4月から総合窓口ワンストップサービスの導入を予定しております。現在、検討委員会及びワーキンググループにおいて鋭意、導入に向けて協議、調整を行っているところでございます。

現在、市民の皆さんが転入、転出等の手続きのため窓口にお見えになった際、各種手続きを行っていただくため、市民課以外のどこの課に回っていただくかをお知らせするチラシを配布して案内をしている状況でございます。それを基本に、市民の皆さんが庁舎内を自分で回ることがないように、出来る限り1ヵ所で手続きを完結させることを目標として、今回の総合窓口ワンストップ・ワンフロアサービスを導入するものでございます。

資料のA3版のフロアレイアウトをお願いいたします。まず表の面右側が本庁1階フロアでございますが、右側中ほどの下のほうですが、玄関を入ってすぐのところ、窓口案内や記載指導などを行います「総合案内コーナー」を、現在の市民課のフロアを一部改修しまして、住民票の写しや税証明等の交付を行います「証明コーナー」を、また、証明コーナーの上側ですが、待合フロアを大きくとることとしております。その向かいでございますが、現在の納税課の部分に主に市民課の業務でございます、住民異動に伴う届けや印鑑登録などを行う「届出登録コ

ーナー」、その隣には年金相談を行います「年金コーナー」を、現在の課税課のフロアに健康増進課を移設しまして、国民健康保険、各種医療などを取り扱います「医療保険コーナー」を設置するものでございます。

また、現在の健康増進課のフロアには、別館2階にございます児童育成課、保育課を移設することとしております。

このようなことから、他にもいくつかの部署の移設が生じることとなります。まず、現課税課及び納税課でございますが、資料の裏面をお願いします。右側の上段の中ほどでございますが、現在、契約課、管財課、環境整備課がございますフロアに納税課、課税課を移設いたします。なお、課税課の税証明等は1階の「証明コーナー」で行います。次に資料の左側の上の部分をご覧ください。管財課は、第1別館の2階の総合文書庫の右側の部屋へ、同じく契約課は、入札室の前の入札控室の右側に移設いたしております。

申し訳ありませんが、資料の表面を再度お願いします。右側の右下になりますが、現在2階にございます環境整備課につきましては、1階の市民活動推進課がございます場所へ、市民活動推進課は、当課が行っております窓口業務の一部を総合窓口で行いますことから、業務を一部縮小し、現在、年金係がある部分に移設をするものでございます。

なお、これに伴い部長室の移転、設置等もあわせて行うこととしております。

次に資料のA4版のほうをご覧ください。右から、課名等、移設後配置場所、移設時期予定を記載しております。部署によっては工事等の関係で移設時期が異なっておりますが、市民の皆さまには、庁舎における案内、広報等での案内を行いまして、混乱を招かないようにお知らせをしまいたいと考えております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

川上委員

財務部長室はどこになりますか。

行財政改革推進室主幹

財務部長室は現在3階の財政課の隣になっております。レイアウトは2階までしか付けておりませんので。

川上委員

部長室で新たに設置する所はどの部長室になりますでしょうか。

行財政改革推進室主幹

申しわけありません。先ほど個別にお話ししてはおりませんでした。本館1階のこの図面で見ただけのほうは分かるかと思いますが、本館1階の、先ほど言っております現在健康増進課の所に児童育成課、保育課を設置するということにいたしておりますが、その右側に保健福祉部長室がございました。そこに児童社会福祉部長室を移設する予定でございます。それから現在介護保険課がこの本館1階の左手にございますが、この一角に左、宿直室のすぐ下になります。そちらに保健福祉部長を、それからこの図面の右手でございますが、会計課という所がございます。こちらに現在のところの予定としては右側、角になります。市民環境部長室をということで、現在この3部長室の移設を考えているところでございます。

川上委員

細かいことを聞きましたけれども、あまりお金がかかるようなことではいけないですけども、新たに部長室をつくるのであればね、まあそこだけかどうかというのがありますけど、部長室はガラス張りにしたらどうかと。ガラス張り、透明化を図る。本当にガラスにすると危ないかもしれませんけど。市長室を1階に置いて、完全に外から見えるようにした自治体もありましたでしょ。それで副市長室だとか市長室もそのようにしてもいいと思うんだけど、少なくとも今度の変更に伴って部長室はすぐできるんじゃないかと、お金をかけずに。そういうふ

うに考えることはできませんか。

行財政改革推進室主幹

ただいま部長室のことでご提案、ご意見等いただいておりますけれども、費用につきましては最小限にということでは考えております。現在、先ほど申しました児童社会福祉部長室につきましては、全く工事が不要ないと。それから保健福祉部長室、市民環境部長室については新たに工事等が多少生じるということでは考えておりますが、先ほどのガラス張りということについてはちょっと何ともお答えが、今のところできません。

川上委員

お金がかからないようにというのがありますけど、新たにつくる所はパーテーションを少しそういうふうにするればいいわけですから、お金はあまりかからないと思うんですよ。よくまとまってると思うんですよ。介護、福祉、医療系が本館1階でしょ。で開かれた感じもしてね、便利がよくなるのではないかと思いますけども、その一角で部長室がこう閉鎖的にあると。何をしてるか分からないっていうのはいただけないと思うので、この際、外から見えるようにして何ら不都合もないと思うので、休憩は休憩の部屋があると思うんでね、ぜひ検討してもらいたいと思います。

委員長

他に質疑はありませんか。

(他になし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市消防団本部隊の活動開始について」、報告を求めます。

総務課長

本年4月1日の消防団組織の再編によりまして発足いたしました本部隊の活動開始につきまして、2点ご報告いたします。まず1点目といたしまして、主に昼火事対応を行う目的として市職員により結成されました飯塚市消防団本部隊におきましては、さる9月15日に消防団活動装備品として可搬式ポンプを含む救助資器材搭載型車両1台が配備完了したことに伴い、本格的に活動を開始したことをご報告いたします。現在本部隊には女性分隊を除いて男性団員29名が所属しておりますが、主に平日の昼火事に対応して市内全域を出動範囲とし活動を行うこととしております。なお、支所勤務の本部隊員については各支所に配備している消防司令車、または庄内におきましてはポンプ車を利用し出動することとしております。出動時の隊員の処遇は職務に専念する義務の免除、いわゆる職免の取り扱いとし、傷病の際は消防団員等公務災害補償共済の対象として取り扱うこととしております。本年4月からの主な活動実績といたしましては、5月18日に消防学校で行われました救助資器材教育訓練のために本部隊員7名が参加しております。また10月6日に明星寺で発生いたしましたその他火災、これは田んぼに積んでありました堆肥が燃えたものでございますが、これに9名が初出動し警戒に当たっております。次に2点目といたしまして、飯塚市消防団の本部隊女性分隊について去る10月30日に女性分隊結成式を執り行いました。本部隊発足以降、女性団員の募集、勧誘に団を挙げて努めておりました結果、現在、女性分隊には団員18名、うち6名が市の職員となっておりますが、18名所属しております。主に火災、災害予防の啓発、広報活動や、災害時の後方支援、避難者に対するケア等の活動を行うこととしております。本年4月からの主な活動実績といたしましては、5月9日に飯塚市消防団訓練への初参加、これには7名参加しております。6月13日の飯塚市総合防災訓練におきましては簡易担架、三角巾作成支援及び初期消火訓練、避難誘導訓練等に参加いたしました。また9月12日の防災フェアにおきましては、住宅用火災警報器設置促進啓発、ロープワーク並びに初期消火訓練の指導に当たっております。なお今後はさらに研鑽を重ね、礼式等の訓練にも励み、団の活性化に寄与していくこととしております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」、報告を求めます。

総務課長

公用車によります交通事故発生について、お手元の資料の事故現場見取り図に基づき、事故報告させていただきます。事故の発生日時は平成22年4月27日午前4時59分頃です。場所は飯塚市下三緒178番地46付近の市道羅漢山住宅8号線路上です。公用車は飯塚市消防団飯塚方面隊第4分団上三緒分隊配備の消防ポンプ車、事故の概要といたしましては同地内の住宅火災による消火活動の終了後、同分隊消防ポンプ車両が分隊詰所に戻ります途上、左後方が路上路肩に駐車中の相手方車両の右側前方に接触し、損傷を与えたものでございます。事故当日は多数の消防ポンプ車両があったため、市道上でUターンができずにバックで運転しており、また降雨のため視界が悪かったこともあり、ハンドル操作を誤って相手方車両に損傷を与えたものでございます。損害状況といたしましては、市側のポンプ車両には損害はございませんでしたが、相手方車両にはフロントバンパー、それから右フロントフェンダー、右フロントドア等に損傷を与えております。この事故にかかります過失割合は市側の100%、損害賠償額といたしましては10万7131円となっております。なお、事故当日からしばらくの間、車両保険関係の確認作業と相手側との面談調整に日時を要しましたため、ご報告が遅れましたことをおわび申し上げます。今後の対応といたしましては、消防団員は日頃からこの種の事故を起こさないよう安全運転の指導を行っておりますが、今後はさらに徹底を図りたいというように考えております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。